

内子町役場の各部署へ 直通の電話番号を開設しました

11月から、内子町役場（本庁）の各部署に直通の電話番号を設けました。町民の皆様から電話するときも、代表番号を経由せず、各部署へ直接かけることができますので、ぜひご利用ください。

また、以前は役場から町民の皆様へ電話をかけた場合に、相手方には役場の代表番号しか表示されず、どこの部署からかかってきたのか分からなくてご迷惑をお掛けすることがありましたが、今後は各部署の電話番号が表示されるようになります。

なお、これまでどおり代表番号に電話をかけて担当部署を呼び出すこともできます。

●直通電話の開設時間

平日（土・日、祝日、年末年始を除く）の

午前8時30分～午後5時15分

※閉庁日および時間外は、「業務終了」の録音案内が流れ、これまでどおり代表番号で受け付けを行います。

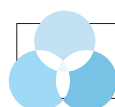
【問い合わせ】

総務課 総務班

☎0893(44)6150

■内子町役場（本庁）各部署の直通電話番号

課	班	直通電話番号
総務課	総務班	☎0893(44)6150
	行政財政班	☎0893(44)6151
住民福祉課	住民班	☎0893(44)6152
	税務班	☎0893(44)6153
	保健福祉班	☎0893(44)6154
	地域医療・健康増進班	☎0893(44)6155
出納室		☎0893(44)6156
産業建設課	建設デザイン班	☎0893(44)6157
	産業振興班	☎0893(44)6158
	環境整備班	☎0893(44)6159



税金に関するお知らせ

◎税務署からのお知らせ

相続または贈与などに係る生命（損害）保険契約などに基づく年金の税務上の取り扱いの変更について

相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取り扱いを改めることとしました。

この取り扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ】

○大洲税務署 個人課税部門

☎0893(24)3115

●国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

◎税務班からのお知らせ

左記の税務署からのお知らせにあるように、相続・贈与などにより受け取った生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取り扱いが改められることとなりました。

当該年金など受給者で所得税を納めている人は、税務署が受付窓口となりますが、住民税のみ還付となる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

○住民福祉課 税務班

☎0893(44)6153